

## 阿賀野川の河道内樹木伐採の希望者を公募します (伐採樹木を無償でお持ち帰りいただけます)

平成 21 年 10 月 1 日  
北陸地方整備局  
阿賀野川河川事務所長

### 【公募の目的】

河川内の樹木は、洪水時に流れの支障となり、さらには倒れた樹木が下流の橋等に引っかかり洪水をせき上げるなど、治水上問題となります。また、河川巡視の際の視野も遮られ、河川管理上の支障になったり、ゴミの不法投棄の温床となったりもします。

このため、計画的に伐採を続けていますが、予算にも限りがあり、必ずしも十分な対応が出来ていないのが実態です。

そこで、阿賀野川の河川内の樹木について、公募により希望者に伐採していただき、その伐木を無償で持ち帰って頂くことにより、伐採コストの縮減及び木材資源の有効利用を図るものです。

### 【公募の説明】

#### 1.公募場所と対象樹木について

今回は 15 ～ 20 区画(伐木の収量が同程度となるよう 300m<sup>2</sup> ～ 600m<sup>2</sup> 程度の区画を設定します。)について公募します。応募区画数はお一人につき 1 区画とします。場所は[位置図](#)に示す早出川合流箇所上流の阿賀野川右岸(阿賀野市千唐仁地先)の河川敷の樹木を予定しています。ただし、現地の状況等により多少位置を変更する場合があります。伐採対象樹木は主にヤナギ等の雑木です。樹木の太さなどは場所によって差がありますが、胸高直径 10cm ～ 30cm 程度のものが生えています。なお、応募者の手に負えないような例外的な巨木については個別に伐採を辞退することは可能です。

伐採箇所に沿って軽トラック程度の通行が可能な通路があります。区画内の伐採木の運搬は人力運搬となります。

伐採は下記の条件及び別紙許可申請書の条件にしたがって実施していただきます。

#### 2. 伐採の条件

##### (1) 実施内容、費用等の負担

伐採、搬出について要する費用、労力等は全て伐採を認められた応募者(以下伐採資格者という)の負担とします。伐採した樹木は無償で持ち帰ることが出来ます。なお、枝についても可能な限り持ち帰っていただきたいとは考えていますが、困難な場合は、区画近傍の一箇所に集積して頂きます。

(2) 第三者への危害の防止及び賠償責任

作業に伴い、堤防天端道路等の河川利用者、民地所有者、占用者及び隣接区画の伐採資格者等へ危害を及ぼさないよう安全な方法で実施するものとし、万一危害が発生したときは伐採者が賠償責任を負うものとします。第三者に危害を及ぼした場合、苦情等を受けた場合は速やかに、満願寺出張所へ申し出て下さい。

(3) 伐採時期

公募期間終了後、速やかに伐採資格者を選定し通知しますので、「河川敷地内の樹木伐採にかかる許可申請書」を提出し所定の手続き完了後、申請書に記載した実施予定期間内(4週間程度)に伐採していただきます。具体的な日程等は許可申請書提出時に満願寺出張所と調整していただきます。許可申請手続きが予定どおりに進めば平生22年2月から4月上旬頃に伐採していただくことになります。

(4) 作業実施時間

8時から17時とします。土日祝祭日も可能です。

3. 応募資格

個人、法人など特に制限は有りませんが、新潟県内に住所等を有する方に限ります。さらに、伐採木を自家消費される方に限定させていただきます。

5. 応募の方法

応募用紙に必要事項を記載し、応募期間中に提出して下さい。(郵送、FAX、メール、持参などいずれも可)

なお、今後の参考とするため、応募用紙と併せアンケートにご協力いただき提出して下さい。

[応募期間]

平成21年10月1日(木)から平成22年1月18日(月)

[郵送、FAX、持参の場合]

・受付場所:北陸地方整備局 阿賀野川河川事務所 管理課  
〒956-0032 新潟市秋葉区南町14番28号  
TEL 0250-23-4367(代表) FAX 0250-23-3143

[メールの場合]

メールアドレスはこちら [ccms013150@hrr.mlit.go.jp](mailto:ccms013150@hrr.mlit.go.jp)

[現地の状況等に関する問い合わせ先]

北陸地方整備局 阿賀野川河川事務所 満願寺出張所  
Tel 0250-22-1132 住所 〒956-0811 新潟市秋葉区満願寺4100

応募用紙はこちらから [\(Word ファイル\)](#)

アンケート用紙はこちらから [\(Excel ファイル\)](#)

#### 6. 応募者多数の場合の伐採資格者の決定方法

公益的利用を目的とする団体等を優先し、その他については阿賀野川河川事務所が区画の割り当てを含めて、抽選により公平に決定し、速やかに伐採資格者へ通知します。抽選結果について不服申し立ては認められません。

\* 応募者に関する個人情報 は伐採資格者の選定通知など、当公募に係る事務のみに使用します。

#### 7. 留意事項

- (1) 応募者は止むを得ない事由が発生した場合は、いつでも取り下げの申し出が可能です。
- (2) 伐採資格者を通知した以後において、伐採資格者に河川管理上好ましくない行為があった場合には、許可を取り消す場合が有ります。その際には原状回復等の措置を求める場合があり、また伐採のためにそれまでに生じた費用は応募者にご負担いただきます。
- (3) 公募後に生じた事情により、公募手続の進行状況の如何に関わらず中断する場合があります。

#### 8. 当選後の許可手続き

当選後、通知を受けた方は、満願寺出張所へ許可申請書を提出していただき、満願寺出張所と調整後作業を行っていただきます。

樹木伐採の許可申請書様式はこちらから [\(Word ファイル\)](#)

樹木伐採の許可申請書(記入例)はこちらから [\(PDF ファイル\)](#)